

## 静岡県告示第287号

静岡社会健康医学大学院大学修学資金貸与規則（令和3年静岡県規則第10号）第9条第5項及び第16条により知事が別に定める事項その他必要な事項を次のように定める。

令和5年4月11日

静岡県知事 川勝平太

（定義）

**第1** この規定で使用用語は、静岡社会健康医学大学院大学修学資金貸与規則（令和3年静岡県規則第10号。以下「規則」という。）で使用用語の例による。

（博士前期課程で修学資金の貸与を受けた者が博士後期課程で修学資金の貸与を受けたときの返還債務の履行の猶予の期間）

**第2** 博士前期課程に在学している間に修学資金の貸与を受けた者が博士後期課程に在学している間に修学資金の貸与を受けたときの規則第13条第2項に規定する返還債務の履行の猶予の期間については、博士前期課程に在学している間に貸与を受けた修学資金の返還債務が規則第9条第1項の規定により免除されることとなる月の翌月から起算するものとする。

（期間の計算に係る取扱い）

**第3** 修学資金の返還債務の免除を受けようとする者が、規則第9条第1項第1号に規定する医療等の業務に従事する期間は、次の各号のとおりとする。

- (1) 静岡県介護福祉士修学資金、静岡県看護職員修学資金又は静岡県医学修学研修資金（以下「介護福祉士修学資金等」という。）の貸与を受けた者が、修学資金の貸与を受けたときの当該期間については、介護福祉士修学資金等の返還債務が免除されることとなる月の翌月から起算するものとする。
- (2) 育児又は介護の理由による短時間勤務（以下「育児短時間勤務等」という。）を行う場合は、当該育児短時間勤務等を行う期間に、育児短時間勤務等を行う場合の一週間当たりの所定労働時間を一週間当たりの通常の所定労働時間で除して得た値を乗じて得た期間を算入するものとする。
- (3) 同じ月内に育児短時間勤務等を行った期間と行わなかった期間があるときは、当該月は育児短時間勤務等を行わずに勤務した月とみなす。

（産前産後休暇等に係る返還債務の履行の猶予の期間の取扱い）

**第4** 修学資金の貸与を受けていた者が、次の各号のいずれかに該当する場合にあって、産前産後休暇、育児休業、又は介護休業（以下「産前産後休暇等」という。）を取得するときは、当該産前産後休暇等の期間に相当する期間、規則第13条第2項に規定する返還債務の履行の猶予の期間を延長する。

- (1) 規則第9条第1項第1号に規定する医療等の業務に従事するとき。
- (2) その他修学資金の貸与の目的の達成に寄与すると知事が認める行為を行っているとき。

2 産前産後休暇等の期間を計算する場合においては、月数によるものとし、産前産後休暇等の期間の開始の日の属する月から産前産後休暇等の期間の終了の日の属する月までの月数とする。

（育児短時間勤務等に係る返還債務の履行の猶予の期間の取扱い）

**第5** 修学資金の貸与を受けていた者が、規則第9条第1項第1号に規定する医療等の業務に従事する場合にあって、育児短時間勤務等を行った期間がある場合においては、当該育児短時間勤務等を行った期間から、当該育児短時間勤務等を行った期間に育児短時間勤務等を行った一週間の所定労働時間を通常の一週間の所定労働時間で除して得た値を乗じて得た期間を減じた期間に相当する期間、規則第13条第2項に規定する返還債務の履行の猶予の期間を延長する。この場合において、計算した期間に1月未満

の端数が生じたときは、これを切り上げるものとする。

**附 則**

この告示は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。